

小山中学校

R5.11.13

インフルエンザも

<県内インフルエンザ注意報レベル超えについて>



しつかり予防対策!

令和 5 年第 43 週(10 月 23 日~ 10 月 29 日) の県内 全域における一定点医療機関当たりのインフルエンザ 患者報告数が 14.66 人となり、今シーズンはじめて注意 報レベルを超えました。

公立学校のインフルエンザによる臨時休業報告数も 増加している今、感染防止対策を心がけてください。



オレンジリボンには 子ども磨荷を助止するという メッセージが込められています。

校長先生の胸についているオレンジリボンに気づいてますか

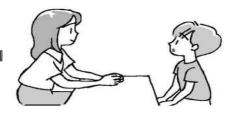
児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあ り、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶ちません、児童虐 待の防止は社会全体で取り組むべき重要課題です。

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」により、家 庭や学校、域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関 心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓 発活動などをこの時期集中的に実施しています。

標語

あなたしか 気づいてないかも そのサイン

○○さん(愛知県)の作品



児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。(児童虐待の防止等に関する法律 第二条)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけ どを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一 室に拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又 は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、 自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて 行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、 こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティ ックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

【11月8日いい歯の日】歯・口のけががおきたら

Q 応急手当は、どのようにするか?



歯・口のけがの応急手当で重要なことは『抜けたり折れたりした歯を乾燥させず、いかに早く元に戻すか』です。(特に、抜けてしまった場合には<u>歯根にはさわらない</u>ように注意し、可能な限り30分以内に、歯科医院・口腔外科医院等で処置できるようにしたいものです)

また、「歯・口のけが」は、歯だけ単独の傷害は少なく、歯肉のほか、顔や顎あごの骨、口唇や小帯などの軟組織の負傷の有無など、全体的な確認も忘れずに行ってください。



★応急手当のポイント★

①抜けたり、破折した時は、その歯を捜して乾燥させないようにします。歯をきれいに洗わなくて大丈夫です。

【注意!】 歯が抜けた時は、歯根膜細胞が浸透圧で変性しないように冷たい牛乳に浸します。

- ② 口をぬるま湯で軽くすすぎ、汚れや血を流す。
- ③ (牛乳に入れたままの歯)を持って歯科医院へ!

【注意!】 けがをした直後は何ともなくても、歯髄内の出血や血液の循環障害で歯髄が壊死して歯が変色し、黒ずんでくることがあります。最初何でもないと感じても、歯の変色に気づいたら早めに受診をしてください。